

道路占用許可基準 新旧対照表

改正前	改正後（案）	備考
<p>第1章（略）</p> <p>第2章 個別基準</p> <p>第1節 法第32条第1項第1号に係る物件</p> <p>1 電柱、電線等の占用</p> <p>(1) 電柱、電話柱、その他の柱類（街灯又は防犯灯用の柱を除く。）については、<u>次の各号に掲げる道路に設けることはできない。また、有線音楽放送線を架設するための柱は設けることはできない。</u></p> <p><u>ア 道路幅員 6.5メートル以下の道路及び歩道幅員 2.5メートル未満の歩道。ただし、昭和54年3月11日以前に認定された道路で、道路の構造上又は交通上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 別表1に定める路線の同表に定める区間</u></p> <p><u>(2) 電柱、電話柱については、法第37条第1項の規定に基づき告示された道路上の指定区域に設けることはできない。</u></p> <p>(3) 地上電線の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>2～13（略）</p>	<p>第1章（略）</p> <p>第2章 個別基準</p> <p>第1節 法第32条第1項第1号に係る物件</p> <p>1 電柱、電線等の占用</p> <p>(1) 電柱、電話柱、その他の柱類（街灯又は防犯灯用の柱を除く。）については、<u>道路幅員 6.5メートル以下の道路及び歩道幅員 2.5メートル未満の歩道に設けることはできない。ただし、昭和54年3月11日以前に認定された道路で、道路の構造上又は交通上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 電柱、電話柱については、原則として次の各号に掲げる道路に設けることはできない。</u></p> <p><u>ア 道路法第37条第1項の規定に基づき告示された道路上の指定区域</u></p> <p><u>イ 新設又は改築された道路で、平成28年12月16日以後に供用が開始された主要幹線道路。ただし、令和7年3月31日以前に設けられたものの更新、移設は除く。</u></p> <p><u>(3) 有線音楽放送線を架設するための柱については、設けることはできない。</u></p> <p>(4) 地上電線の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p><u>14 電気自動車等用充電機器の占用</u></p> <p><u>(1) 占用主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適切に管理する能力を有すると認められる者であること。</u></p>	<p></p> <p>(改正)</p> <p>1項イの削除に伴う項番及び文言の整理</p> <p>(削除)</p> <p>別表1に定める路線の占用制限の撤廃により、1項イを削除</p> <p>(新設)</p> <p>電柱、電話柱の新設を抑制する道路として、2項イを追加</p> <p>(項番整理)</p> <p>(新設)</p> <p>「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」(国土交通省)</p>

	<p><u>(2) 占用場所については、道路管理者及び所管警察署と十分に協議すること。</u></p> <p><u>(3) 充電車両の入退出時や運転手等の乗降時に危険がない場所であること。</u></p> <p><u>(4) 走行車両（自転車等の軽車両を含む。）の視認性を妨げない場所であること。</u></p> <p><u>(5) その他交通事故防止の観点から、安全に十分配慮された場所であること。</u></p> <p><u>(6) 充電機器のメンテナンスをするための十分なスペースを確保できる場所であること。</u></p> <p><u>(7) 歩道を有する道路において、原則として窪んだスペースを充電スペースとし、通行の支障とならないよう駐車枠を設置すること。</u></p> <p><u>(8) 歩行者や車両等の通行の支障にならない電源・電線・充電ケーブル等の配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設すること。</u></p> <p><u>(9) 法定外表示や看板等により適切な注意喚起をするなど、十分な安全対策をすること。</u></p> <p><u>(10) 充電スペースの設置場所を示す案内サインを設置すること。</u></p> <p><u>(11) 充電機器近くに連絡先を記載するなど、利用者が連絡を取ることができる措置を講じていること。</u></p>	<p>が示されており、本市でも占用許可の実績があるため基準を新設</p>
<p>第2節 法第32条第1項第2号に係る施設</p> <p>1 埋設管その他管類の占用</p> <p>埋設管その他管類の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 地下に埋設する管類の埋設位置は、<u>別表2</u>及び別図によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2節 法第32条第1項第2号に係る施設</p> <p>1 埋設管その他管類の占用</p> <p>埋設管その他管類の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 地下に埋設する管類の埋設位置は、<u>別表</u>及び別図によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(改正)</p> <p>別表1及び別表3の削除に伴い別表2を「別表」に変更</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>第3節 法第32条第1項第3号に係る施設</u></p> <p><u>1 自動運行補助施設の占用</u></p> <p><u>(1) 自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに該当するものを路面施設という。</u></p> <p><u>ア 自動運行車(自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。以下同じ。)の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線</u></p> <p><u>イ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁石</u></p> <p><u>ウ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置する(ア)又は(イ)の電子タグ</u></p> <p><u>(ア) 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体</u></p> <p><u>(イ) 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置</u></p> <p><u>(2) 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。</u></p> <p><u>イ 耐久性が明らかであること。</u></p> <p><u>ウ 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。</u></p> <p><u>エ 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。</u></p> <p><u>オ 維持管理が容易であること。</u></p> <p><u>カ 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。</u></p> <p><u>(3) 占用主体は、次のいずれにも該当している者であることとする。</u></p> <p><u>ア 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずる</u></p>	<p>(新設)</p> <p>道路法の改正(道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号))により「自動運行補助施設」が占用物件として位置づけられたことに伴い新設</p>
-------------	--	--

	<p><u>ことのないよう、占有物件を適確に管理することができる</u>と認められる者であること。</p> <p><u>イ 道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。</u></p> <p><u>(4) 道路法第33条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合の占有主体は、次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>ア 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保(イにおいて「地域における持続可能な公共交通網の形成等」という。)を図る活動を行うことを目的とする法人</u></p> <p><u>イ 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団(アに該当する法人を除く。)であって、道路管理者が指定したもの</u></p>	
<p>第3節 法第32条第1項第4号に係る施設 (略)</p>	<p>第4節 法第32条第1項第4号に係る施設 (略)</p>	<p>(以下節番号繰り下げ)</p>
<p>第4節 法第32条第1項第5号に係る施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上空通路の占有</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害する<u>ものではないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通路の規模は必要最小限とし、<u>その階層は1、その幅員は6メートル以下とすること。</u></p>	<p>第5節 法第32条第1項第5号に係る施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上空通路の占有</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害する<u>おそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通路の規模は必要最小限とし、<u>原則として、その階層は1、幅員は6メートル以下とすること。</u></p>	<p>(改正)</p> <p>「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成30年7月11日国道利第7号及び第8号)による変更点の反映及び実態に合わせた改正・文言整理</p>

<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 通路は、次に掲げる場所に設けることはできない。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離は縮小することができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(10) ア 略</p> <p>イ 通路と建築物との間に、<u>随時開けることのできる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。</u></p> <p>ウ 通路による避難が安全となるよう適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 通路に適切な排煙の措置を講ずること。</p> <p>(11) 通路の路面からの高さは、<u>5.5メートル以上とすること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 通路は、これを設ける建築物の地震時の振動性状に<u>応じた構造とし、構造計算をする場合の積載荷重は、床、柱、大はり又は基礎に対して、1平方メートルにつき500キログラム、水平震度 0.2、鉛直震度 0.1以上とすること。</u></p> <p>(15) 略</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 通路は、次に掲げる場所に設けることはできない。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(10) ア 略</p> <p>イ 通路と建築物との間には、<u>建築基準法施行令第 112 条第 14 条第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。</u></p> <p>ウ <u>通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路を設ける建築物の火災によって、通路による避難が安全となるよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>エ <u>通路には、建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第 112 条第 14 条第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合はこの限りではない。</u></p> <p>(11) 通路の路面からの高さは、<u>電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、車道は 5.5メートル以上とすること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 通路は、これを設ける建築物の地震時の振動性状も<u>考慮して、適切な構造とすること。</u></p> <p>(15) 略</p>	
---	---	--

<p>第5節 法第32条第1項第6号に係る施設 (略)</p> <p>第6節 政令第7条第1号に係る物件 (略)</p> <p>3 添加看板の占用</p> <p>(1) <u>道路区域の電柱、アーケードその他の工作物に添加又は巻き付ける看板(以下「添加看板」という。)</u>は、別表3に定める路線の同表に定める区間には、設けることはできない。</p> <p>(2) 電柱又は電話柱に設ける添加看板については、<u>(1)に掲げるもののほか</u>、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア 1柱への添加看板については、添加するもの及び巻き付けるものは、それぞれ1件を限度とすること。</p> <p>イ 添加するものは、縦1.2メートル、横0.5メートル以下とし、電柱又は電話柱からの出幅を0.6メートル以下とすること。</p> <p>ウ 巻き付けるものは、その最下部と路面との距離を1.2メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第7節 政令第7条第2号に係る工作物 (略)</p> <p>第8節 政令第7条第3号に係る施設 (略)</p> <p>第9節 政令第7条第4号、第5号に係る施設 (略)</p> <p>第10節 政令第7条第6号、同第7号、同第8号、同第9号に係る施設 (略)</p>	<p>第6節 法第32条第1項第6号に係る施設 (略)</p> <p>第7節 政令第7条第1号に係る物件 (略)</p> <p>3 添加看板の占用</p> <p>(1) <u>添加看板とは、電柱、電話柱、アーケードその他の工作物に添加又は巻き付ける看板をいう。</u></p> <p>(2) 電柱又は電話柱に設ける添加看板については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア 1柱への添加看板については、添加するもの及び巻き付けるものは、それぞれ1件を限度とすること。</p> <p>イ 添加するものは、縦1.2メートル、横0.5メートル以下とし、電柱又は電話柱からの出幅を0.6メートル以下とすること。</p> <p>ウ 巻き付けるものは、その最下部と路面との距離を1.2メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第8節 政令第7条第2号に係る工作物 (略)</p> <p>第9節 政令第7条第3号に係る施設 (略)</p> <p>第10節 政令第7条第4号、第5号に係る施設 (略)</p> <p>第11節 政令第7条第6号、同第7号、同第8号、同第9号に係る施設 (略)</p>	<p>(改正)</p> <p>別表3に定める路線の占用制限の削除及びそれに伴う文言整理</p> <p>(削除)</p> <p>1項の改正に伴う文言整理</p>
---	--	---

<p>第 <u>11</u> 節 政令第 7 条第 11 号に係る施設 (略)</p> <p>第 <u>12</u> 節 政令第 7 条第 12 号に係る施設 (略)</p> <p>第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 (略)</p>	<p>第 <u>12</u> 節 政令第 7 条第 11 号に係る施設 (略)</p> <p>第 <u>13</u> 節 政令第 7 条第 12 号に係る施設 (略)</p> <p>第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 (略)</p>	
---	---	--

〈削除〉

別表 1

路線名（通称）	区間（交差点名称）
一般国道133号	全区間 自：（開港資料館前） 至：（桜川橋北）
主要地方道市道山下本牧磯子線 （山下公園通り）	自：中区山下町1番地先（開港広場前） 至：中区山下町20番地先（山下橋）
市道関内本牧線	自：中区尾上町3丁目35番地先（尾上町） 至：中区元町5丁目190番地先（元町）
市道日本大通	全区間
市道伊勢佐木町第82号線 市道高島関内線	自：中区扇町2丁目4番の1地先（扇町1丁目） 至：中区花咲町1丁目48番の3地先（花咲町2丁目）
市道伊勢佐木町第207号線 市道伊勢佐木町第318号線 市道伊勢佐木町第326号線 市道伊勢佐木町第322号線 市道伊勢佐木町第397号線	自：中区長者町5丁目55番の2地先（伊勢佐木長者町駅前） 至：中区弥生町4丁目44番地先（弥生町5丁目）
市道山下町第12号線	全区間
市道山下町第40号線 市道伊勢佐木町第325号線 市道伊勢佐木町第333号線	全区間
市道伊勢佐木町第319号線 市道伊勢佐木町第327号線 市道伊勢佐木町第401号線	自：南区高根町2丁目10番地先 至：南区永楽町2丁目26番地先（中消防署前）
市道伊勢佐木町通線	自：中区伊勢佐木町1丁目2番の1地先（伊勢佐木町入口） 至：中区長者町7丁目94番地先（伊勢佐木町3丁目）
市道新港第44号線 市道新港第78号線	全区間
市道高島台第97号線 市道高島台第98号線	全区間 自：（鶴屋橋） 至：（北幸橋）
市道環状2号線	自：港北区新横浜1丁目14番の2地先（岸根） 至：鶴見区上末吉5丁目72番の6地先（上末吉）
市道磯子第245号線	全区間
市道蒔田第480号線	自：磯子区汐見台2丁目8番の2地先 至：磯子区汐見台1丁目3番の1地先（汐見台中学校前）

別表

事業名	占用位置 (車道部)		事業名	占用位置 (歩車道部)	
	対象管路	土被り		対象管路	土被り
電気事業	<ul style="list-style-type: none"> 口径300mmを超える管路 	1.5m以上	電気事業	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 鋼管 (JISG3452) 250mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 ← 追加項目 強化プラスチック複合管 (JISA5350) 250mm以下 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 300mm以下 合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径64mm) 電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径27mm) 	交通別舗装構成(1)
	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度54kgf/cm²以上) Φ125mm×9条以下 	交通別舗装構成(2)			<ul style="list-style-type: none"> コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度54kgf/cm²以上) Φ125mm×9条以下
電気通信事業	<ul style="list-style-type: none"> 口径300mmを超える管路 直接地先供給を目的としない電気通信用地下ケーブル管路 (口径を問わず) 	1.5m以上	電気通信事業	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 鋼管 (JISG3452) 250mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 波付硬質ポリエチレン管 (JISC3653附属書1) 30mm以下 通信ケーブル (光) 40SM-WB-N (12mm) 通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) 通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) 通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) 通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) 通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm) 	交通別舗装構成(1)
	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 鋼管 (JISG3452) 250mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 波付硬質ポリエチレン管 (JISC3653附属書1) 30mm以下 通信ケーブル (光) 40SM-WB-N (12mm) 通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) 通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) 通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) 通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) 通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm) 	交通別舗装構成(1)			<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 鋼管 (JISG3452) 250mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 波付硬質ポリエチレン管 (JISC3653附属書1) 30mm以下 通信ケーブル (光) 40SM-WB-N (12mm) 通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) 通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) 通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) 通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) 通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm)
ガス事業	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス管 	1.2m以上	ガス事業	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる中圧ガス管及び低圧ガス管 鋼管 (JISG3452) 300mm以下 ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526) 300mm以下 ポリエチレン管 (JISK6774) 300mm以下 	交通別舗装構成(2)
	<ul style="list-style-type: none"> 口径300mmを超える中圧ガス管 	1.5m以上			
水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 導水管 送水管 口径800mmを超える配水管 口径800mmを超える工業用水管 	1.8m以上	水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる水道管 鋼管 (JISG3443) 300mm以下 ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526) 300mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6742) 300mm以下 水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度204kgf/cm²以上) 200mm以下で外径/厚さ=11 	交通別舗装構成(2)
	<ul style="list-style-type: none"> 口径300mmを超え800mm以下の配水管 口径300mmを超え800mm以下の工業用水管 	1.5m以上			
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 口径450mmを超える下水道管 	1.5m以上	下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 口径300mmを超え450mm以下の下水道管 	1.3m以上
				<ul style="list-style-type: none"> 外圧1種ヒューム管 (JISA5303) 300mm以下 ※ただし、B、A、L、L交通未満、歩道の土被りは1.0m以上とする。 	交通別舗装構成(2)
		<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる下水道管 ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526) 300mm以下 強化プラスチック複合管 (JISA5350) 300mm以下 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 300mm以下 陶管 (JISR1201) 300mm以下 外圧2種ヒューム管 (JISA5303) 300mm以下 			

交通別舗装構成(1)		交通別舗装構成(2)	
D交通	1.0m以上	D交通	1.2m以上
C交通	0.9m以上	C交通	1.1m以上
B交通	0.7m以上	B交通	0.9m以上
A交通		A交通	
L交通	0.5m以上	L交通	0.7m以上
L交通未満	0.4m以上	L交通未満	0.6m以上
歩道		歩道	

〈削除〉

別表 3

路線名（通称）	区間（交差点名称）
一般国道133号	全区間 自：（開港資料館前） 至：（桜川橋北）
主要地方道市道山下本牧磯子線 （山下公園通り）	自：中区山下町1番地先（開港広場前） 至：中区山下町20番地先（山下橋）
市道関内本牧線	自：中区尾上町3丁目35番地先（尾上町） 至：中区元町5丁目190番地先（元町）
市道日本大通	全区間
市道伊勢佐木町第82号線 市道高島関内線	自：中区扇町2丁目4番の1地先（扇町1丁目） 至：中区花咲町1丁目48番の3地先（花咲町2丁目）
市道伊勢佐木町第207号線 市道伊勢佐木町第318号線 市道伊勢佐木町第326号線 市道伊勢佐木町第322号線 市道伊勢佐木町第397号線	自：中区長者町5丁目55番の2地先（伊勢佐木長者町駅前） 至：中区弥生町4丁目44番地先（弥生町5丁目）
市道山下町第12号線	全区間
市道山下町第40号線 市道伊勢佐木町第325号線 市道伊勢佐木町第333号線	全区間
市道伊勢佐木町第319号線 市道伊勢佐木町第327号線 市道伊勢佐木町第401号線	全区間
市道伊勢佐木町通線	自：中区伊勢佐木町1丁目2番の1地先（伊勢佐木町入口） 至：中区長者町7丁目94番地先（伊勢佐木町3丁目）
市道新港第44号線 市道新港第78号線	全区間
市道高島台第97号線 市道高島台第98号線	全区間 自：（鶴屋橋） 至：（北幸橋）
市道環状2号線	全区間
市道磯子第245号線	全区間
市道蒔田第480号線	自：磯子区汐見台2丁目8番の2地先 至：磯子区汐見台1丁目3番の1地先（汐見台中学校前）
市道谷戸坂通	自：中区山手町184番地先 至：中区山手町257番地先
市道山手元町線	自：中区山手町257番地先 至：中区山手町178番地先